

シングルマザーを対象とした社会政策の展開： 所得保障制度と就労支援策を中心に

Development of Social Policy for Single Mothers in Japan :

Focusing on Income Distribution Policy and Workfare Policy

田 宮 遊 子
Tamiya Yuko



シングルマザーを対象とした社会政策の展開： 所得保障制度と就労支援策を中心に

Development of Social Policy for Single Mothers in Japan :
Focusing on Income Distribution Policy and Workfare Policy

田宮 遊子

This paper describes that the development of social policy for single mothers focusing on income support (social assistance) policy and workfare policy. These were introduced until 1960s and expanded until 1970s. However, in 1980s, the period of financial cutback, income distribution policy for single mothers was cutting down, too. During the high growth economy period, income support was introduced and expanded to make "single mothers taking care her child(ren) at home". On the contrary, during low growth economy, income support was cutting down and single mothers were emphasized "they should paid work and should be economically independent". At the same time, the workfare policies changed from supplementing income distribution policy to replacing it. The rhetoric of "single mothers should (not) be paid work" have been used to justify policy conversion.

Key words : Dependent Children's Allowance (*Jido Fuyo Teate*) workfare policy "Single Mother Perspective"

本稿は、戦後日本のシングルマザーを対象とした政策の展開を所得保障と就労支援策に焦点をあてて考察する。シングルマザーを対象とした諸制度は、戦後から1960年代にかけて、その構組みが形成され、1970年代の高度経済成長期に拡充された。しかし、1980年代の行政改革の流れの中で、所得保障制度は削減される。母親が就労よりも育児に専念することが本来望ましいとの理想から、所得保障制度が整備・拡充されたが、低成長期には、母親が働くことが強調され、所得保障制度が削減される。並行して、就労支援策は、所得保障制度を補完するものから、所得保障制度に取って代わるものへとその意味付けが変更されていった。母親の就労が望ましいか否かが、レトリックとして用いられ、政策の転換を根柢付けてきたのである。

キーワード： 児童扶養手当 ワークフェア 「シングルマザー起点」

はじめに

シングルマザーの福祉を考えることは、就労とケアをめぐる社会政策を再考することにつながる。このことは、シングルマザーを逸脱や依存の象徴としてとらえるのではなく、就労とケアの両立、ケアの社会的意味付け、女性のライフコースと社会政策の関係を考える上で、起点となる存在としてシングルマザーをとらえなおすことを意味する。

ホブソンは、シングルマザーを、就労とケアをめぐる女性の社会的権利を検証する際の「リトマス試験紙」であると述べている(Hobson, 1994)。稼得者としての男性と、ケア提供者としての女性とからなる性別役割分業カップルを前提として、諸政策がつくられるならば、ケアと就労をひとりで担うシングルマザーは、政策の対象から外れてしまう。思考を転換し、シングルマザーを起点に置いてみると、シングルマザーが生きやすい社会を実現する政策は、同時に、ケアを担うすべての人のケアと就労の両立を可能にし得る。「シングルマザー起点」で社会政策を再検討することは、政策に埋め込まれたジェンダー・バイアスを、より鮮明に問題化する作業もある。

こうした問題意識の下で、本稿では、日本におけるシングルマザーを対象とした社会政策の展開について、所得保障制度と就労支援策に焦点をあてて考察する。現在、日本のひとり親政策は、現金給付による所得保障を中心とした政策から、ワークフェアの仕組みを組み込んだ政策へと大きく転換しようとしている。離別シングルマザーへの所得保障制度である児童扶養手当を削減し、そのかわりに各自治体が就労支援策を提供する政策の方向性が、政府によって明

確に打ち出された。今後、児童扶養手当のさらなる削減が予定されており、国や自治体は、数年間で就労支援策を中心とした総合的な施策を整備することとなっている。シングルマザーへの支援が十分なものとなり得るかどうかは、就労支援策の有効性に大きく依存することになった。

こうした近時の政策転換は、どのような政治的文脈に位置付けられるだろうか。本稿では、戦後日本の母子世帯政策の展開のなかで、シングルマザーのケアと就労が政策上どのように意味づけられてきたのかを分析することで、就労による自立が強調されるに至る政策的背景を明らかにする。

1. シングルマザーの現状と近時の政策基調

まず、シングルマザーの現状をみてみよう。母子世帯数は、1998年「全国母子世帯等調査」によれば、95万世帯であり、その割合は全世帯の2.1%を占める。5年前の1993年の調査から20.9%の増加となっている。シングルマザーになった理由は、離別が7割、死別が2割、非婚・未婚が1割弱となっている。

母子世帯の平均所得額は、243.5万円であり、そのうち稼働所得が80%、児童扶養手当などの年金以外の社会保障給付金が13%を占めている(2002年「国民生活基礎調査」)。

シングルマザーの就労状況をみると、85%が就業しており、その雇用形態は、常用雇用が51%、臨時・パートが38%となっている(1998年「全国母子世帯等調査」)。

シングルマザーを対象とした所得保障制度として、児童扶養手当がある。2002年の法改正により、同手当が削減され、その代わり

に就労支援策、養育費確保策が講じられることとなった。シングルマザーを対象とする政策は、所得保障にかわって、就労や私的扶養を重視する方向へと転換しつつある。

近時の改正点について、以下ではやや詳しくみていく。

1.1. 児童扶養手当2002年改正：

給付削減とワーク・テストの明文化

2002年に児童扶養手当制度が改正された。改正の目的は、「離婚後などの生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進する」という趣旨で施策を組み直すという観点から、きめ細かい配慮を行いつつ、支給期間と手当の額を見直すことであった（厚生労働省、2002）。

改正前の児童扶養手当は、収入が204.8万円未満で全部支給（42,370円）、204.8万円以上300万円未満で一部支給（28,350円）という2段階の支給方法であったため、収入が一部支給と全部支給の境目にある人、一部支給と不支給の境目にある人は、就業収入が増えても総収入が減少してしまう逆転現象が生じる仕組みであった。今回の改正で、一部支給の支給方法が変更され、収入の増加に応じて一部支給の手当額がゆるやかに減額する支給方法になった（手当額は、収入に応じて42,000円から10,000円まで10円単位で減額）。就業収入の増加に対して小刻みに手当を減額する仕組みに改正することによって、逆転現象が生じるのを防ぎ、就労インセンティブを損なうことのないよう配慮された。

また、児童扶養手当を全額受給できる収入の上限が引き下げられた。改正前は204.8万円未満の収入の場合手当を全額受給できたが、改正後は、130万円未満と大幅に引き下げられた。その結果、受給者の多くが手当額を減額されることになる。厚生省は、改正前より手当が減額になる受給者が33万人（46%）、引き続き満額を受けられる受給者が37万人（51%）、増額になる受給者が2万人（3%）になると推計した（藤原、2003）。予算規模でみると、2002年度の児童扶養手当の予算は2637億円であったのが、2003年度は2594億円と減少している。結局のところ、今回の改正は、児童扶養手当の総支給額の削減が大きな目的であった。

さらに、今回の法改正の中で、手当支給期間の有期化が盛り込まれた。2008年4月以降、児童扶養手当の支給が5年間を経過した場合、手当額が減額されることとなった。具体的な減額割合は未定だが、最大で2分の1の減額率になると予告されている（児童扶養手当法13条の2）。

加えて、母子寡婦福祉法の4条で、「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない」（強調筆者）として、母子家庭の母がすべき自立への努力のなかに、「職業生活の安定」という文言が追加された。また、児童扶養手当の支給停止の理由に、「正当な理由がないで、求職活動その他…(中略)…自立を図るために活動をしなかつたとき」という条文が加えられた（児童扶養手当法14条4項）。この規定により、就労が手当の受給の条件となることが、児童扶養手当創設以来はじめて明文化された。ただ、手当を受給するために必要な労働時間数や就労収入についての具体的な規定はない。また、条文中の「正当な理由がない」とは、「能力があり、何ら障害がないにもかかわらず、一切求職活動等の自立に向けた努力をしない」という極めて例外的な場合をいう」と説明されており（母子寡婦福祉法令研究会編、2004：29）、厳格なワーク・テストを導入するまでは至っていない。

1.2. 就労支援策

母子寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正では、手当の削減と引き換えに、シングルマザーの就労が強調された。具体的な就労支援策は2003年3月（最終改正2004年2月）に出された「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」と略記）に列挙されている。就労支援策として「国が講ずべき措置」は11項目、「都道府県及び市町村が講ずべき措置」は6項目挙がっているが、それらの施策をここでは、①就業相談・職業紹介といった相談機能、②教育・職業訓練、③雇用機会の創出、④事業主への働きかけ、の大きく4種類に分けて整理した（表1）。

表1 シングルマザーへの就業支援策

事業名	
①職業紹介・相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭就業・自立支援センター事業（都道府県・指定都市・中核市） ・公共職業安定所でのシングルマザーへのきめこまかな職業あっせん（国）、公共職業安定所との連携（都道府県・市町村） ・母子自立支援員による職業能力の向上・求職活動に関する支援（都道府県・市町村）
②教育・職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付（都道府県等） ・母子家庭高等技能訓練促進費（都道府県等） ・就業支援講習会（都道府県・市町村） ・技能修得期間中の生活資金貸付け制度（都道府県・市町村）
③雇用機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省関係機関、公共的施設でのシングルマザーの雇入れ（国／都道府県・市町村） ・特定事業推進モデル事業（都道府県・市町村） ・母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮（国／都道府県・市町村） ・起業支援（都道府県・市町村）
④事業主への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金（国） ・試行（トライアル）雇用（国） ・常用雇用転換奨励金（都道府県等） ・事業主への啓発（国／都道府県・市町村）

（）内は実施主体。

注1 「都道府県等」とは、都道府県、市、福祉事務所設置町村。

また、2003年8月に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が施行された。この法律は、シングルマザーの就業支援に関して、国の関係機関の連携、国会への報告、地方自治体の責務、民間事業者への協力要請等を規定した時限立法である（2008年3月31日で失効）。この法律制定を受けて、「基本方針」に、母子福祉団体等の受注機会の増大へ配慮すること等が追加された。

2003年度予算において、就労支援策の予算額は、26.4億円と、前年度の3億円の8倍強に増額された。なかでも予算規模が大きいのは、自立支援教育訓練給付金11.2億円、母子家庭就業・自立支援センター事業の7億円である。自立支援教育訓練給付金は、指定された教育訓練を受講した後に、受講料の4割相当額（上限20万円）を支給するもので、実施主体は都道府県や市である。母子家庭就業・自立支援センターは、就業相談、就業支援講習会、生活支援を一箇

所で総合的に行う機関で、実施主体は、都道府県、指定都市、中核市である。これらの事業を実施するか否かは、各自治体に任せている。その結果、導入状況は、芳しくないようだ。自立支援教育訓練給付金は、11億円が計上されていたにもかかわらず、同給付金を導入した自治体は、2003年度末で35都道府県、123市にとどまり、実際の利用者は延べ253人、支給額は223万円のみであったことが報道された（朝日新聞、2004年3月14日）²⁾。

シングルマザーの就労率がきわめて高いという日本の特徴を踏まえるならば、職業訓練などによって人的資本を高め、現在の仕事よりも条件の良い仕事に就くことを支援する政策が必要となる。その意味で、自立支援教育訓練給付金や母子家庭高等技能訓練促進費は重要な施策であると考えられるが、今のところ有効性を持ち得ていないようだ。

1. 3. 扶養義務の履行

離別シングルマザーで養育費を受けている者は現在2割程度しかなく、前夫の扶養義務が履行されていないことが問題とされてきた。

今回の法改正では、母子寡婦福祉法5条に「扶養義務の履行」として、非監護親の扶養義務の履行の努力義務規定が新たに盛り込まれた。さらに、養育費と児童扶養手当の調整が制度に組み入れられることになった。児童扶養手当の支給算定の際、養育費を受けている場合はその8割を収入として取り扱われることになった。「基本方針」の中でも、養育費確保のための支援体制の整備、広報・啓発活動の推進、相談体制の拡充、情報提供を行うとされた。

また、2003年7月には、養育費の強制執行を容易にするよう民法等の一部改正が行われ、養育費の支払いを行わない前夫に対する給与の差し押さえの手続きが従前より容易になった。

次節で詳しく述べるように、児童扶養手当の抜本改革が行われた1985年改正時に、非監護親である夫の所得が一定額以上の場合手当を支給しないとする改正案が出されるなど、手当との関係から、養育費の支払いによる扶養義務の履行を確実に行わせる必要性が述べられてきた（中央児童福祉審議会基本問題部会、1996；中央児童福祉審議会児童扶養手当部会、1997）。今回の諸改正によって、こうした十数年来続けられてきた議論が具体的な政策手段として形となって表れた。

2. 戦後の母子世帯政策の展開

前節では、近時の政策基調をみてきたが、本節では、戦後日本の母子世帯政策の展開を所得保障制度と就労支援策を中心に検討する。ここでは、母子世帯政策の質的転換がみられる3期に区分して分析を進める。1940年代末から1960年代を所得保障制度・就労支援策の創設期、1970年代を所得保障制度・就労支援策の拡充期、1980年代から1990年代を所得保障制度縮小と就労・私的扶養強調期とする。

2. 1. 所得保障制度・就労支援策の創設期：

1940年代末から1960年代

戦後の日本では、母子世帯政策として、生活保護と児童福祉法のなかで規定された母子寮等の施策が実施されていたが、1949年に政府が、「母子福祉対策要綱」を発表することで、はじめて母子世帯への政策の体系が示された。母子福祉対策要綱では、母子に生活保護の適用の徹底を図ること、母子世帯への就労支援策として、諸施策（公共職業安定所における母子の生活環境を考慮した職業の斡旋、職業の補導所の新設・拡充、家庭内職ステーションの増設、同

ステーションでの授産資材の獲得・技術指導、内職の賃金低下の防止、職業技能の修得の促進、職業技能修得のために補導施設や技術指導者への委託）を講じることが述べられている。

1952年には、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」（以下、「貸付等に関する法律」と略記）が制定された。これは、「経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する」ことを目的として、8種類（現在は13種類）の貸付金、福祉事務所への母子相談員の配置、母子家庭への売店等の設置許可や専売品（主にたばこ）の販売指定を優先的にする措置を規定するものであった。

貸付等に関する法律は、全国未亡人団体協議会などによる「母子福祉総合法」制定運動を受け、1964年に「母子福祉法」に発展し、貸付等に関する法律で定められていた諸制度は、母子福祉法に組み入れられた（鯉渕、1994；林、2000）。

1) 所得保障制度

母子世帯の所得保障制度としては、生活保護、母子福祉資金の貸付に加え、死別母子世帯を対象として母子年金（拠出制）・母子福祉年金（無拠出性）が創設された（1959年）。次いで、離別母子世帯を対象とした児童扶養手当が創設された（1961年）。児童扶養手当が創設に至ったのは、「死別と性別を問わず母子世帯の社会的、経済的状態は同じはず」であるのに、死別母子世帯に限って母子年金、母子福祉年金で経済的に保障されていることは、「公平を欠く」との意見が有力となったことが背景にあった（厚生省児童家庭局、1978：132–133）。死別か性別かにかかわらず、母子世帯の経済的な必要は同じであるとの認識から児童扶養手当がつくられたゆえに、児童扶養手当は、母子福祉年金に準じて給付水準が設定されていた。

また、生活保護制度では、母子加算が導入された（1954年）。税制上の優遇措置として、住民税の非課税措置（1950年）や所得税の寡婦控除（1952年）も創設された。

このように、今まで続く母子世帯を対象とした所得保障制度の大部分が1950年代から1960年代初頭までに創設された。母子年金、母子福祉年金、児童扶養手当は、母子年金がもっとも支給額が高いものの、母子福祉年金と児童扶養手当の支給水準は同額に設定されており、死別、離別、未婚という母子世帯となった理由による格差は現在よりも小さかった。生活保護制度では、1980年代後半にみられる「適正化」政策とは対照的に、「漏給」を防ぐことが明示的に述べられていただけでなく、母子加算が導入されるなど、貧困層にある母子世帯の所得保障として質・量ともに十分なものとなるよう整備、運用された。

2) 就労支援策

就労支援策としては、貸付等に関する法律で、事業開始資金や事業継続資金の貸付、母子世帯の母を優先した公共施設内の売店等施設許可の促進、母子世帯の母へのたばこ小売人の指定の便宜を図ることが規定され、実施された。これらの制度は、母子福祉法にも引き継がれる。母子福祉法では、母子の雇用の促進をはかるために母子家庭に関する福祉の機関と公共職業安定所が相互に協力することについても規定された。また、労働省の施策として、1955年度から「家庭の外へ出て働くことの困難な主婦、未亡人等」を対象に、内職の斡旋、技術講習、情報提供を行う「内職公共職業補導所」が開設され、1964年までに全国に37箇所設置された³⁾。

ところで、今まで存続している母子寡婦福祉資金⁴⁾の貸付制度

は、母子世帯の経済的支援と就労支援の両方の役割をもっていた。しかし、実際には、就労支援の役割は十分に果たしておらず、子どもの修学のために必要な費用を借り受ける制度として機能しているのが実情である。

各種貸付金のうち、母子世帯の母の就労に関連するものは、事業を開始する際に必要な設備・材料費の購入費にあてる「事業開始資金」、事業継続のための運転資金にあてる「事業継続資金」、職業訓練を受ける際の授業料等にあてる「技能習得資金」、就職時に必要な衣服等の購入費にあてる「就職支度金」、技能習得資金の貸付を受けて職業訓練等を受ける者や医療介護資金の貸付を受けて療養期間中の者の生活費にあてる「生活資金」がある。一方、母子世帯の子に関連する貸付金として、子の授業料等にあてる「修学資金」と、子の就学に必要な被服等の購入費にあてる「就学支度資金」がある。

事業開始資金は、「母子家庭の母が経済的に自立するために最も期待され、その発展が望まれていた」貸付金であったが（厚生省児童局、1963：109）、制度導入後間もない1955年にすでに、事業開始資金の貸付け件数は17%と少なく、事業継続資金等母の就労に関連した資金5種類を合計しても全体の4割であり、6割は修学資金が占めていた。貸付金額でみても、1960年には修学資金が5割を占めた（樽川、1982：17）。その後も子の修学に関する費用の貸付が件数、金額ともに増加し、制度全体の太宗を占め、就労に関連する資金の貸付はさらに減少していく。貸付金制度は、制度創設の初期段階ですでに母子世帯の母の就労を支援する機能については十分な効果をあげていなかった⁵。

所得保障制度と就労支援策がともに整備されたこの時期に特徴的なことは、母子世帯の母のケア役割を優先させる配慮のもとに両施策が整備されていった点にある。

たとえば、中央児童福祉審議会の1960年の答申では、「児童福祉行政の刷新強化のために最低限必要と考えられる基本的事項」のなかで、「母子世帯の母は養育すべき子をもっており、就業が困難であるので母子世帯については年金による生活保障が必要であって、年金額について母子世帯の自立が図られるよう特にその改善が緊要であると考えられる。また、いわゆる生別母子世帯は社会的、経済的に死別母子世帯と同じような状態にあるのであって、社会保障制

度の構成においてもこれらの事情を十分考慮すべきである」と述べられている（中央児童福祉審議会、1960）。ここでは、シングルマザーがケア役割を遂行するために所得保障が必要であること、所得保障の必要性は、離別母子世帯も死別母子世帯も同様であることが示されている。こうした見解をうけて、児童扶養手当が創設されるに至った。また、生活保護制度では、母子世帯の母が行う育児を就労とみなすことで、母子加算の導入が根拠付けられた（菊地2003：27-28）。

就労支援策に関しても、母親のケア役割が配慮された。1949年の「母子福祉対策要綱」では、「母子は家庭において子女とともに生活することが理想であるが、現実はその生活の安定を得るために適当な職業を求めるものが多いので」職業分野の開拓、生業援護を図る必要があることが述べられた。1963年の児童福祉白書でも、「家事や育児にも体力や精神力を残しておける職場の開拓」が重要事項として指摘されている。体力や精神力を残しておける職として、当時推奨されていたのが、内職等の家庭内でできる仕事や、体力的に負担の少ない売店の店員などの職業であった。

つまり、この時期の政策では、シングルマザーのちっとも重要な責任は育児であると認識され、母親がひとりで育児を遂行するための政策手段として所得保障制度と就労支援が整備された。シングルマザーが育児を遂行するための経済的基盤となることを目標として各種の所得保障制度が整備されるとともに、現金給付の不足を補う意味で就労による収入を得ることへの支援が行われた。そのとき、就労のために育児責任がおろそかになることのないよう、肉体的・精神的に負担の少ない職業が開拓、推奨された。

1960年代は、母子世帯に限らずひろく家庭での育児や母親の育児責任が強調された時期でもあった。1963年中央児童福祉審議会保育制度特別部会の「保育問題をこう考える」では、「保育の7原則」として、家庭での保育や母親による保育が称揚された（中央児童福祉審議会、1963；下美、1994）。政策形成の場で、母親が家庭で子どもを育てることが理想とされるなかで、母子世帯の場合、完全な在宅育児を実現し得るまでの政策手段はとられなかったものの、可能な限りその理想に近づけることを政策の目標として各種施策が整備されていったといえよう。

表2 児童扶養手当制度の変遷

年 度	1961	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003
手当月額(円)												
子1人全部支給	800	1,200	2,600	15,600	29,300	33,000	35,910	41,390	42,370	42,370	42,370	42,000
一部支給	-	-	-	-	-	22,000	24,040	32,690	28,350	28,350	42,360-	41,990-
子2人 ¹	400	700	400	800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
子3人 ^{1,2}	200	400	-	400	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
所得制限限度額(千円)												
全部支給	160	260	775	2,670	3,610	1,706	1,929	1,929	2,048	2,048	1,300	1,300
一部支給	-	-	-	-	-	3,000	3,448	3,979	3,000	3,000	3,650	3,650
受給者数(千人) ³	-	170	161	251	470	648	589	634	708	759	823	891 ⁴

注1 子2人の場合の増額分

2 子3人以上の場合の一人当たり増額分

3 出所：福祉行政報告書（旧厚生省報告書）

4 2004年・月末現在

2.2. 所得保障制度・就労支援策の拡充期：1970年代

1) 所得保障制度

1970年代には、1960年代までに整備された各種制度が拡充された。離別母子世帯に支給される児童扶養手当は、母子福祉年金の引き上げに連動して支給額が引き上げられていった（表2）。とりわけ、1972年から1975年にかけて増額傾向が顕著で、毎年、前年度の1.5倍程度増額された。子が1人の場合の児童扶養手当の支給額が1971年では月額4,300円であったのが、1975年には15,600円まで増額された。また、2人目の子の加算額が1973年には月額400円から800円に、1976年には2,000円に、1980年に5,000円に引き上げられ、さらに同年、3人以上の子がいる場合の1人当たり加算額が400円から2,000円に引き上げられた。さらに、手当受給の所得限度額が毎年緩和され、児童扶養手当の対象となる児童が、1976年から3年かけて段階的に義務教育終了前から18歳未満まで引き上げられた。

このように、この時期児童扶養手当は、支給額・所得限度額・支給対象児童の年齢がそれぞれ引き上げられ、大幅に拡充されていった。

他方、死別母子世帯（死亡した夫が厚生年金の加入者であった場合）に支給される遺族厚生年金は、1965年改正で妻の年齢要件が撤廃され、妻の年齢や子の有無にかかわらず年金が支給されることになるとともに、年金額の最低保障額が大幅に引き上げられた。1973年、1976年にも最低保障額は大幅に引き上げられ、給付の大幅な拡充が図られていった（田宮、2003）。

また、国の政策として実施する児童扶養手当や遺族年金とは別に、母子世帯に対して自治体が独自に実施する施策である。東京都の「児童育成手当」や京都府の「母子家庭奨学金等支給事業」など、児童扶養手当以外の手当の多くが創設されたのもこの時期であった。母子家庭への医療費を軽減する医療費助成事業の多くも、各自治体で1976年から1983年にかけて導入されている（濱本、1997：56-59）。

2) 就労支援策

就労支援策としては、厚生省が1972年に「母子家庭及び寡婦自立促進対策事業実施要綱」を通知し、母子家庭及び寡婦自立促進対策事業として、老人・重度心身障害児家庭奉仕員等の技術を修得するための自立促進講習会の開催、生活上の諸問題の解決を図るために専門的な相談事業を開始した（厚生省児童家庭局、1978）。また、1977年度より、自立促進講習会受講者に対し、受講旅費が支給されることとなった。

労働省の施策としては、次のような制度が創設、実施された。

①母子家庭の母を雇入れた事業主に対する助成金

- ・ 「雇用奨励金」の支給（1975年度から）。
- ・ 1年間月額1万円支給（その後随時増額）。
- ・ 「特定求職者雇用開発助成金」の支給（1981年から）。
- ・ 賃金の4分の1（中小企業は3分の1）を1年間助成。

②職業相談・職業訓練

- ・ 寡婦等への訓練手当の支給（1977年度から）。
- ・ 公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受講する寡婦等の求職者に対して、雇用対策法に基づき訓練手当を支給。
- ・ 「婦人就業援助センター」の開設（1977年度から）。
- ・ 48箇所の内職相談センターのうち3箇所を「婦人就業援助センター」に改変し、内職に限定せずに幅広い相談に対応し、職業訓練を実施。
- ・ 「寡婦等職業相談員」の創設（1979年度から）。

1978年度に公共職業安定所に寡婦専門の相談コーナーを設置し、翌年から、「寡婦等職業相談員」を配置。

さらに、1977年5月には、「母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案」が国会に提出された⁶。法案は、母親への「安定した職場の供給」「適正な職場と賃金を保障」することを通じて、「母子家庭の生活向上を図る」ことが必要であるとの趣旨から提出された⁷。全部で21条にわたる法案の概要は、次のようなものであった⁸。

（雇用に関する特別措置）

- ・ 公共職業安定所は、母子家庭の母等でないことを条件とする求人の申し込みを受理しないことができる（3条）。
- ・ 公共職業安定所は、母子相談員等と緊密に連絡するよう努める（4条）。
- ・ 事業主は、労働時間、事業所内託児施設の整備及びその利用、労働時間等特別の配慮をするように努める（5条）。
- ・ 母子家庭の母の雇用率を政令で設定する（7条）。
- ・ 国、地方公共団体、専売公社、国鉄、電電公社、それらが2分の1以上を出資する法人は、雇用率を上回る採用計画を作成することを義務付ける（8条）。
- ・ 採用状況の労働大臣への通報を義務付け、労働大臣による勧告をすることができる（9条）。
- ・ 一般雇用主は雇用率を上回る採用を努力義務とする（10条）。
- ・ 雇用率未達成の事業所には職安が雇用計画作成を命ずることができる（11条）。

（失業者に関する特別措置）

- ・ 求職手帳を発給し、手当を支給する（13条）。
- ・ 職業指導、職業紹介、公共職業訓練施設や専修学校、各種学校による職業訓練等の措置が効果的、有機的に実施されるよう労働大臣が計画を作成する（16条）。

とくに注目すべきは、母子世帯の雇入れについて雇用率を法定し、公共機関と民間の事業主への雇用義務を規定している点である（7～11条）。しかし、法定雇用率については日経連からの強い反対をうけ、労働省も法律制定に消極的であったことから、結局廃案となった（吉田、1981）。法定雇用率は、当時すでに身体障害者の雇用率が義務付けられ、45歳以上の中高年齢者の雇用についても努力義務とされており、就職困難者への就労支援を進める流れに沿つたものであったが、制定できなかった。母子世帯の母の雇用率は、結局法定されずに現在に至っている。事業主に対する母子世帯への配慮がより厳しく課せられたこの法案と比べると、2003年に制定された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の内容は、見劣りする内容と言わざるを得ない。

1970年代は、「老人医療費無料化」や、年金給付への賃金スライド、物価スライド導入による夫婦「5万円年金」、国民健康保険の給付率の引き上げ（7割給付）などの諸改革が行われ、1973年が「福祉元年」と呼ばれたように、さまざまな福祉制度の拡充が図られた時期であった。福祉拡充の流れは、母子世帯についても例外ではなく、母子（福祉）年金と連動して児童扶養手当の給付額や給付要件が改善されていった。生活保護に関しては、保護基準が引き上げられるとともに、母子加算も母子福祉年金と連動して引き上げられていった。また、各自治体では、児童扶養手当以外に独自の手当の支

給や、医療費助成を開始するなど、地方レベルでの福祉の拡充もみられた。

同時に、シングルマザーを対象とした職業訓練制度、訓練時の諸手当や、相談体制が整備されていった。廃案になったものの、「母子家庭の母等である勤労時婦人の雇用の促進に関する特別措置法案」第1条で、「母子家庭の母等である勤労婦人が適切な職業に就くことを促進するため、雇用率の設定等の特別の措置を講じ、もつて母子家庭等の生活の安定に資することを目的とする」(強調筆者)とあるように、この時期の就労支援策は、母子世帯の母が年金や手当等の所得保障とあわせて、少しでも質のよい職に就くことが目指されていた。1970年代の就労支援策の拡充は、近年のように現金給付と引き換えに、就労による経済的自立を目指す意味で就労支援が強調されるのとは異なる意図の下で実施されていたといえよう。

2. 3. 所得保障制度縮小と就労・私的扶養強調期： 1980年代から1990年代

1) 児童扶養手当の1985年改正

1980年代に入ると、児童扶養手当への風当たりが厳しくなると同時に、養育費等による前夫の私的扶養の履行や就労が強調されるようになる。

児童扶養手当は、臨時行政調査会(以下、臨調と略記)の行政改革の流れのなかで見直しが進められた。1971年から毎年大幅に引き上げられていた手当額は1982年以後、所得限度額は1981年以後引き上げが停止された。第2次臨調の1983年の「行政改革に関する第5次答申(最終答申)」では、児童扶養手当の「社会保障政策上の位置付けの明確化」を行う必要性が説かれるとともに、「不正受給」を排除すること、「不正」への厳しい制裁措置を適用すること、国庫負担を軽減するために、都道府県が費用の一部を負担することが求められた(臨時行政調査会、1983)。

これを受け政府は、1984年に児童扶養手当改正法案を国会に提出した。児童扶養手当の位置付けを明確にすべきとの臨調の指摘に対しては、「離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足した現行制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める」ことが説明された(「児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱」)。さらに具体的な制度改正として、①未婚の母の支給対象からの除外、②前夫の所得による支給制限、③支給期間の有期化(7年間)、④所得による支給制限(全部支給と一部支給の2段階にする)、⑤都道府県負担(10分の2)の導入が盛り込まれた。

しかし、国会審議では、①、②、③の3点を中心に法案への反対意見が出された。妥協策として、まず、①(未婚の母の支給対象除外)を削除し、②(前夫の所得による支給制限)については政令で定める日から施行するという修正案が、1985年4月の衆議院社会労働委員会で自民党から提示された。②については、「一定以上の所得があるからといって別れた父が養育料を支払うとはかぎらず、そうした場合に手当を支給しないという形で母子にしわ寄せが及ぶのはおかしい」などの反対意見が続いた(福田1998:21)。最終的に、民法との関係やプライバシーの観点から慎重論を主張した村山富一議員の質問に対して厚生大臣が、「厚生省だけで一方的に実施に移すようなことはいたしません」と答弁し、結局、現在まで未施行の規定となっている。

さらに、③(支給期間の有期化)については、続く5月の参議院

社会労働委員会で、7年間という数字の根拠が問われた。政府は、手当の受給期間が平均して5年であり、7年間で4分の3程度が受給を終えていると答弁したが、野党議員からは、受給終了は就労などによって自立したためではなく、実際には、対象児童が18歳に達したこと、再婚したことを理由として受給が終了していることが指摘された。また、就労支援や住宅の確保など、自立のための支援が整備されていない現状で有期化はできないとの反対意見が繰り返された。結果として、③を削除した修正案が提出され、修正案は与党賛成多数で委員会を通過し¹⁰、5月31日に可決成立、8月から施行された。

結局、1985年改正によって、手当額の2段階制(前年度の収入が171万円未満であれば全額支給の月額33,000円、171万円以上300万円未満であれば一部支給の22,000円を支給)が導入された。同時に、支給対象となる所得の上限が引き下げられた結果、児童扶養手当の支給総額、対象者数が減少した。

1985年版厚生白書は、85年改正の背景が、離婚の増加、婦人の就労機会の増大、保育所の整備、貸付金制度の拡充、行政改革による財政支出削減にあったと説明している。たしかに離婚率は上昇し、有子離婚も増加したが、それは手当を必要とする人々の増加を意味することであり、直接児童扶養手当削減の根拠とはなり得ない。手当削減を正当化するために、臨調の行政改革の中では、離別や未婚の原因が女性のモラルの低下にあることを主張し、手当削減の妥当性を説明した。児童扶養手当と生活保護制度について、両制度の受給者以外の国民からの信頼性を確保することを名目に、制度運用の「適正化」を図り、離別・未婚母子世帯をターゲットにした「不正受給」の排除、「不正」への厳しい制裁措置の重要性が主張された。

2) 児童扶養手当の1985年改正以後

児童扶養手当は、1985年改正以降、1991年に若干の改善¹¹があつたが、1998年改正で所得制限額は再度大幅に引き下げられた。

1985年改正以後、引き続き、児童扶養手当の削減が審議会等で繰り返し提言された。とりわけ、前夫による扶養責任を問う指摘が目立つ。1985年の離婚制度等研究会の報告書では、「離婚の歯止めとなる要因」が「弱体化」している社会情勢の中で、「公的扶養と私的扶養の間の調整」が必要であることが指摘された。1996年中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告「母子家庭の実態と施策の方向について」では、「母子家庭の態様やニーズ」が「多様」化する中、社会的支援の仕組みとして就労支援や保育サービスを拡充するとともに、「社会的公正の確保という観点を踏まえ、児童扶養手当を支給した上で、離婚した夫から、その所得等を勘案し、児童扶養手当の費用の全部又は一部を徴収できる仕組みを導入」することを検討すべき、と述べられている。

1997年中央児童福祉審議会児童扶養手当部会報告「今後の児童扶養手当制度の在り方について」では、「児童扶養手当の支給と私的扶養義務との調整は全く行わないこととされている」が、養育費の支払いが適正に行われることが、母子家庭の自立と児童の福祉の増進という観点から重要であり、社会的公正・公平を確保し、制度に対する信頼を得ていくという観点からも私的扶養義務の適切な履行努力が要請されると述べ、児童扶養手当と養育費の調整の必要性が主張される。手当と私的扶養がトレードオフの関係として問題化されていく。

また、同報告書では、今後のあり方を4つの考え方¹²に整理したうえで、母子家庭の自立を総合的に支援する考え方(母子家庭の自立支援を、就労支援、福祉貸付、専門相談、緊急避難等も含めた総

合的自立支援制度に再編成し、現行の児童扶養手当制度は給付の重視化・効率化を図る）が「もっとも現実的」であると述べた。

3) 就労支援策

この時期には、就労支援策として次のような新たな動きがあった。1985年に母子家庭等自立促進基盤事業費が創設され、民間企業経営者からの母子世帯への助言、就労援助や情報提供を行うこととした。1994年には、同事業に就労促進情報収集事業が追加され、母子寡婦福祉団体が就労関係の情報収集、雇用者側に対して母子家庭の理解と認識を深めてもらうための連絡会議を開催することとなった。また、1998年に母子家庭等介護人派遣事業の派遣事由に、「一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障がある世帯」に加えて、母親の技能修得等自立促進に必要な事由、冠婚葬祭等社会的事由がある場合が追加された。

1997年の中央児童福祉審議会児童扶養手当部会の答申にあるように、1990年代に入り、児童扶養手当の削減の議論の中で、就労支援策の重要性が主張されるようになる。しかし、実際にとられた政策手段は、就労に関する情報収集・情報提供にとどまり、その任を主として母子寡婦福祉団体のみに課したものであった。

ただし、地域によっては、就労支援に新たな取り組みを試みる自治体も存在した。たとえば、大阪府では、1998年3月に「児童扶養手当制度及び母子家庭医療費助成制度並びに母子家庭総合自立支援策検討会議」を立ち上げた。1997年の児童扶養手当部会の報告で、児童扶養手当の削減の条件として総合的自立支援制度を再編成することが提言されたが、「総合的な自立支援制度についての具体化が不十分」であるとの問題認識から、大阪府では同会議を立ち上げるに至った（大阪府、1999：3）。検討会議では、関係団体を含め、府内横断的に、母子家庭の生活課題・ニーズを踏まえ、活用可能な各種支援施策を洗い出し、母子家庭の自立を支えるために必要な支援のあり方についての総合的な検討を行った。そうした検討の中で、就労支援策としては、関係機関の連携強化を図りつつ、相談・情報提供体制の整備、起業支援、福祉関係の求人求職システムの整備などが模索されていった（大阪府、1999：13-16）。

しかし、児童扶養手当削減後のひとり親支援の具体的な政策手段について、国の方向性は明確に示されなかった。

このように、1980年代、1990年代は、就労支援策の実質的拡充なしに、手当の削減が先行した時期であった。

3. おわりに

本稿では、戦後のシングルマザーへの所得保障制度と就労支援策の変遷を跡付けてきた。財政状況に対応して政策が拡充、削減される中で、シングルマザーを対象とした所得保障制度と就労支援策は、母親のケアと就労の意味づけに変更を加えながら質的・量的变化をとげていった。1940年代末から1960年代にかけて、シングルマザーに対する各種施策が整備され、1970年代には高度成長期の福祉拡充の流れとともに、1960年代までに創設された制度が拡充されていった。ところが、1980年代以降の低成長期には、財政支出削減のための行政改革の一環として、シングルマザーに対する所得保障制度が削減されていく。

1960年代までの制度創設期には、シングルマザーのもっとも重要な責務が育児であることが政策上前提とされていた。それは、当時、シングルマザーに限らず、母親の手で子どもを育てること、在宅で子育てをすることが政策上称揚されていたことが背景にあった。シ

ングルマザーに対しては、育児という母親の責務を遂行することを可能にする経済的基盤として所得保障制度が整備され、育児の遂行を阻害しない程度の、肉体的・精神的に負担の少ない職業を開拓、支援するための就労支援策が用意された。

1970年代には、福祉関連制度の拡充が広範囲で進められた。老人医療費無料化、国民年金の給付額の増額、国民健康保険の給付率の引き上げ等が実施され、各制度への国庫負担割合も引き上げられた。福祉に税金を投入する流れの中で、児童扶養手当も同様に給付水準が引き上げられ、対象者の範囲が広げられていった。

また、児童扶養手当が改善されつつあるも、まだ十分な水準に達していないという認識のもと、現金給付を補完するものとして就労支援策が整備されていった。この時期の就労支援策の拡充は、近年のような就労による経済的自立を目指すために就労支援を強調するものとは異なる目的をもっていた。

1980年代になると、シングルマザーへの所得保障制度は、母親の育児責任を遂行するためのものとしてではなく、一転して私的扶養が果たされない場合、あるいは、就労によって経済的に自立できない場合の代替措置として支給されるものと考えられるようになる。児童扶養手当に関しては、とりわけ私的扶養の履行が強調され、生活保護制度では稼働能力の活用が強調された。

1985年改正時に、児童扶養手当を「年金制度の補完」から、「福祉制度」に位置づけ直すことで、都道府県の費用負担を導入し得たのだが、この改正点の効果はそれだけにとどまらなかった。年金制度から切り離されることで、児童扶養手当は年金制度のしばりをうけずに給付の削減をすることが可能となった。児童扶養手当は、準拠する基準や比較対照となる制度を明確に定められ、他のどの制度とも無関係に削減され得る制度となつた。以後、児童扶養手当は、私的扶養義務の代替、あるいは、離婚による激変期に限定した一時的所得保障と解釈されていくことになる。

母親が就労よりも育児に専念することが本来望ましいとの理想から、所得保障制度が整備・拡充され、就労支援策は、所得保障制度を補完するものと位置づけられた。しかし、1980年代、1990年代には私的扶養の履行による自立、1990年代末からは、就労による自立を強調することで所得保障制度が削減され、就労支援策は、所得保障制度に取って代わるものへとその意味付けが変更されていった。このように、シングルマザーのケアと就労の意味は、財政状況の浮沈に応じて異なる意味づけをされる政策上のレトリックとして用いられ、政策の転換を根拠付けてきたのである。

近年のシングルマザーを対象とした政策のなかで、「自立支援」という言葉が頻繁に用いられている。「手当から就労」へとシングルマザーへの支援策が転換されることで重視されるのは、就労による「経済的自立」である。「特に母子家庭については、…（中略）…経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要」（厚生労働省、2003）という文言にみられるように、自立とは、経済的な自立を意味するものとなっている。それは、逆にいえば、シングルマザーを、経済的に「依存」している存在であるとみなしていることの証左となろう。ここでは、「男性」たちが、シングルマザーを含めた「女性」たちによる「ケアへ依存」、「ただ乗り」（Fraser, 1997）をしていることは無視されている。現金給付への「依存」から脱すること目的として就労支援策が強調され、現金給付が削減された経緯は、シングルマザーの担う育児が、手当の受給に値しないものとして意味づけられていく過程であった。

註

- 1 シングルマザーを対象とした所得保障制度として、児童扶養手当と遺族年金（遺族基礎年金や遺族厚生年金等）がある。前者は主として離別や未婚・非婚、後者は死別のシングルマザーを対象としている。母子世帯のうち、離別母子世帯が太宗を占めている今日の状況を踏まえ、本稿ではとくに児童扶養手当について分析を行う。
- 2 NPO 法人しんぐるまさあづふおーらむが2003年7月から8月に行った調査では、回答した111自治体（45都道府県、15政令指定都市・中核都市、51都市）のうち、2003年度に自立支援教育訓練給付金を実施している自治体は35、母子家庭高等技能訓練促進費は27自治体にとどまっていた（しんぐるまさあづふおーらむ、2003）。
- 3 1954年5月7日衆議院社会労働委員会議事録第39号、海野説明員による発言。
- 4 母子福祉法は、1981年に寡婦も対象となり、母子寡婦福祉法となった。これによって、貸付制度も母子福祉資金から、母子寡婦福祉資金となった。
- 5 就労に関する貸付金の効果と問題点を指摘した研究に、藤崎（1980）、藤崎（1982）がある。
- 6 法案は、野党（日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、革新共同）議員による議員立法であり、法案制定の背景には、母子福祉団体や交通児育英会の働きかけがあった（吉田、1981：47）。
- 7 1977年5月19日、衆議院社会労働委員会での枝村要作衆議院議員による提案理由説明
- 8 1977年5月19日衆議院社会労働委員会議事録第20号、26-29ページ
- 9 1985年4月18日衆議院社会労働委員会議事録第16号
- 10 1985年5月21日参議院社会労働委員会議事録第19号
- 11 第3子以降の児童への加算額が2,000円から3,000円に引き上げられ、対象児童の年齢要件が引き上げられた（18歳未満までを18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで延長）。
- 12 ①私的扶養を優先する考え方（児童扶養手当は私的扶養が行われない場合の補完的制度として、養育費の肩代わりや先払いとして支給。養育費の強制徴収の仕組みを設ける。）、②公的扶養により対応する考え方（児童扶養手当ではなく、公的扶養制度や貸付制度等により対応）、③現行の支給要件の適正化と費用徴収を導入する考え方（児童扶養手当の所得認定に養育費を加える／父親が一定所得以上である場合支給しない／父親から児童扶養手当に係る費用を徴収）、④母子家庭の自立を総合的に支援する考え方（現行の児童扶養手当制度を、母子家庭の自立支援を重点にして、就労支援、福祉貸付、専門相談、緊急避難等も含めた総合的自立支援制度に再編成し、給付の重点化・効率化を図る）

引用・参考文献

- 朝日新聞、2004、3月14日朝刊
母子寡婦福祉法令研究会編、2004、「総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて」ぎょうせい
中央児童福祉審議会、1960、「児童福祉行政の刷新強化に関する意見」
中央児童福祉審議会保育制度特別部会、1963、「保育問題をこう考える（中間報告）」
中央児童福祉審議会児童扶養手当部会、1997、「今後の児童扶養手当制度のあり方について（報告）」
中央児童福祉審議会基本問題部会、1996、「母子家庭の実態と施策の方向について（中間報告）」
Fraser, Nancy, 1997, *Justice Interruptus: Critical reflections on the "Post socialist" condition*, Routledge
藤原千沙、2003、「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』No.44
藤崎宏子、1980、「母子福祉資金借受世帯にみる資金貸付の効果」『母子研究』No.3
藤崎宏子、1982、「事業開始資金・事情継続資金・技能修得資金—問題点と改善案—」『母子研究』No.5
福田栄生、1998、「児童扶養手当制度の研究（1）—児童手当との関係など社会保障制度体系からの考察を中心に—」『社会保険旬報』No.1973
濱本知寿香、1997、「母子福祉施策の地域比較」『季刊家計経済研究所』1997年冬号
林千代編、2000、『母子福祉を拓く』 ドメス出版
Hobson, Barbara, 1994, "Solo Mothers, Social Policy Regimes, and the Logics of Gender" in Sainsbury, D. ed., *Gendering Welfare States*, SAGE Publications.
菊地英明、2003、「生活保護における『母子世帯』施策の変遷—戦後補償と必要即応原則—」『社会福祉学』第43巻第2号
鰐淵鉱子、1994、「母は強し：母子福祉の道一筋に」「母は強し：母子福祉の道筋に」刊行委員会
厚生労働省、2002、「母子家庭等自立支援対策大綱」
厚生労働省、2003、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第102号）
厚生省、1949、「母子福祉対策要綱」
厚生省、1976、「昭和51年版厚生白書—婦人と社会保障—」
厚生省、1985、「昭和60年版厚生白書—長寿社会に向かって選択する—」

- 厚生省、1993、「平成5年版厚生白書 未来をひらく子どもたちのために—子育ての社会的支援を考える—」
厚生省、1998、「平成10年版厚生白書 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—」
厚生省児童家庭局、1959、「児童福祉十年の歩み」日本児童問題調査会
厚生省児童家庭局、1978、「児童福祉三十年の歩み」日本児童問題調査会
厚生省児童家庭局、1987、「児童福祉四十年の歩み」日本児童問題調査会
厚生省児童家庭局、1991、「改訂・児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法、精神薄弱者福祉法の解説」時事通信社
厚生省児童家庭局、1998、「児童福祉五十年の歩み」厚生省児童家庭局
厚生省児童局、1963、「児童福祉白書」
日本労働研究機構、2003、「調査研究報告書 No.156 母子世帯の母への就業支援に関する研究」
大阪府、1999、「児童扶養手当制度及び母子家庭医療費助成制度並びに母子家庭総合自立支援策検討会議 報告書」
離婚制度等研究会、1980、「離婚制度等研究会報告書」
臨時行政調査会、1981、「行政改革に関する第1次答申」
臨時行政調査会、1983、「行政改革に関する第5次答申（最終答申）」
下夷美幸、1994、「家族政策の歴史的展開—育児に対する政策対応の変遷—」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会
しんぐるまさあづ・ふおーらむ、2003、「母子家庭に対する就労支援策の創設及び自立促進計画の策定に関する調査」
田宮遊子、2003、「公的年金制度の変遷—ジェンダー視点からの再考」『国立女性教育会館研究紀要』第7号
樽川典子、1982、「母子福祉資金貸付の歴史」『母子研究』No.5
吉田恭爾、1981、「母子世帯の母親の職業と労働条件—東京都のばあいを中心にして」『母子研究』No.4